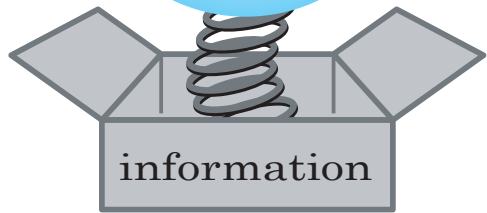


# 情報BOX



## 今月の納付

- 国民健康保険税 8期
  - 後期高齢者医療保険料 9期
  - 介護保険料 8期
  - 水道料 B地区
- (三又・木室・田口・川口)
- 納期限・口座振替日 3月31日(木)
- 口座振替をご利用の際は、預金残高の確認をお願いします。

## 不法投棄は犯罪です!!

市環境課  
☎87-6789

市内の道路、クレーク、河川用地などに不法投棄が見受けられます。

不法投棄は自然や生活環境を汚染するばかりでなく、私たちの健康にも影響し心も荒廃させてしまいます。

また不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反者には5年以下の懲役、または一千万円以下の罰金が科せられます。不法投棄は絶対にやめましょう。



散防止シートのはり付けなどで防ぐことができます。

この機会に、いつ起こるか分からない地震に備えて、自宅の対策をご検討ください。

問合せ 福岡県総務部消防防災課  
☎092-643-3112  
市総務課庶務係  
☎85-5562

## 障害がある人の軽自動車税の減免について

障害者本人名義の車で、本人・同一生計者が運転する軽自動車、または同一生計者名義の

ので、ご注意ください。

## 引越しの多いシーズン、家具の転倒防止などの対策を!!

大地震が発生すると、転倒した家具やガラスの破片が凶器となり、ケガの大きな要因となります。

近年発生した大地震によるケガの原因では、およそ3割から5割が家具類の転倒やガラスの飛散となっています。こうした家具の転倒などは、転倒防止器具の取り付けやガラス飛

## お知らせ

### 生活改善運動を推進しましょう

市では、日常生活のムリやムダを省くためコミュニティ協議会・区長会・公民館・婦人会・老人クラブなど7団体が構成する「大川市生活改善推進連絡会」が提唱し、冠婚葬祭、病氣見舞などのお祝い金や見舞金など一定の金額を申し合わせて生活改善の推進を図っています。

見栄や外見にとらわれることなく、合理的に生活改善を推進し、簡素な中にも心豊かな生活習慣を確立しましょう。《推進事項》

- 病氣見舞など 三千元以内とし、お返しはしない。
- 葬儀 香典は、三千元以内とし、会葬者には礼状以外は廃止し、礼状に趣旨を書き添える。
- 結婚式 ①披露宴は、華美にならないよう配慮し、案内者については極力制限する。
- ②引出物は贈らないこととする。
- ③祝金は二万円を目安とする。
- ④結婚披露宴は会費制を推進する。

問合せ 市生涯学習課  
☎85-5618

## 合併処理浄化槽補助金申請の受付

市では、平成23年度の浄化

籍地記載のもの)※免許証の記載内容に変更がある場合のみ講習料 更新九千円、失効二万四千九百円

※事前の申し込みが必要です。申込み・問合せ 宇城市立九州海技学院  
☎0964-52-2451

## ダンボールコンポスト講習会

ごみを減らし、住みよい大川になる様、身近なことから取り組む三又幼稚園。



実演に興味津々の園児たち

日時 ①4月13日②27日、いずれも水曜日の13時30分～14時30分

場所 市清掃センター2階  
内容 ①導入講座(コンポストのやり方)②相談講座(わからない点の解消)  
費用 千円(教材費、ダンボール堆肥化セット)  
申込み・問合せ 市環境課業務係 ☎87-6789

## 講習

### 小型船舶操縦免許

#### 更新・失効講習会

日時 3月26日(土)、9時30分～(受付9時～)  
場所 ふれあいセンター(柳河公民館)  
受講に必要な物 ●小型船舶操縦免許証●住民票一通(本

## 固定資産税係からのお知らせ

【問合せ】 市税務課固定資産税係  
☎85-5513

### 【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について】

市内に土地・家屋を所有して、固定資産税を納めている方であれば、自分の土地や家屋の評価額だけでなく、周辺の土地や家屋の評価額を縦覧することができます。

平成23年度土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次の日程で行います。

※縦覧帳簿には所有者が記載されています。地番を調べてからお越しください。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)  
時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

### 【縦覧できる帳簿】

- ①土地価格等縦覧帳簿
- 土地の所在、地番、地目、地積、固定資産評価額
- ②家屋価格等縦覧帳簿
- 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、固定資産評価額

### 【縦覧できる人】

- ①納税者である人
- ※減免や非課税・課税標準額が免税点未満などの税額が生じない人は、縦覧できません。
- ②納税通知書を持参した納税者と同居の親族や納税管理人
- ③代理権を明らかにできる書類(委任状等)を持参した人
- ※法人の場合、必ず委任状を持参してください。また委任状には、法人の代表者印の押印が必要です。

### 【持参するもの】

- ①本人確認ができる書類(運転免許証など)

### 【閲覧制度について】

閲覧制度とは、納税義務者等の求めに応じて、関係する資産について固定資産税課税台帳の閲覧ができる制度です。

期間 通年(4月1日(金)～) ※土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日は除く

時間 8時30分～17時15分

場所 市税務課固定資産税係

【閲覧できる事項】 所有者、所在地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、

納税者のみなさんへは、自己の土地・家屋の固定資産評価額、課税標準額、税額、納期などが記載された「納税通知書(固定資産税課税明細書)」を5月中旬に送付します。